

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和3年度事業点検・評価調書

3-15

3-15

| | | | | |
|-----------|---|--|------|------------------------|
| 章 | 第3章 佐渡金銀山の保存管理 | | 取組項目 | 違反広告物の掲出に関する住民等への予防的措置 |
| 節 | | | 事業主体 | 佐渡市建設課 |
| 事業(施策)名 | 15 屋外広告物条例の周知と運用促進 | | 関連団体 | 県都市政策課、佐渡市世界遺産推進課 |
| 事業実施期間 | H28～R4 | | | |
| 事業概要 | <p>【事業目的】</p> <p>○ 佐渡市屋外広告物条例の周知徹底により、住民や事業者の景観保全意識の醸成を図る。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○ 住民や事業者に対し、適切な屋外広告物の掲出に向けた啓発を行う。</p> <p>【本計画終了時点のゴール】</p> <p>○ 屋外広告物条例の周知を図り、事前協議・申請を徹底することで、良好な広告景観形成を進める。</p> | | | |
| これまでの取組実績 | <p>4月の市報及び通年のケーブルテレビで屋外広告物条例による許可制度について周知を図った。屋外広告物適正化旬間(9月1日～10日)について、市報、ケーブルテレビ、市ホームページで普及啓発を行った。 新潟県・新潟市主催の業務主任者講習会において、市条例周知チラシ(規制概要)を配布した。</p> | | | |
| 事業計画と実績 | <p>【R3年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市報(4月)及びケーブルテレビ(4月～年度末)で、屋外広告物条例による許可制度について周知する。 ● 国で定める屋外広告物適正化に向けた意識啓発期間(9月1日～10日)において、市報(8月)、ケーブルテレビ、市ホームページで設置適正化に向けた周知を行う。 ● 令和3年度屋外広告物登録事業者の業務主任者講習会において、市条例周知チラシ(規制概要)を配布し啓発を行う。 <p>【R3年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画のとおり住民や事業者に向け、4月の市報及び通年のケーブルテレビで許可制度について周知した。 ● 計画のとおり住民や事業者に向け、8月の市報、ケーブルテレビ、市ホームページで屋外広告物適正化旬間について周知した。 ● 計画のとおり12/18に開催された新潟市主催の業務主任者講習会において、広告事業者に向け市条例周知チラシ(規制概要)を配布し周知した。 | | | |
| 課題・今後の取組 | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民や事業者への継続的な条例周知の徹底が必要である。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も定期的に、市報やケーブルテレビで市民や事業者に対して広く市屋外広告物条例を周知して行くとともに、広告事業者に対しては広告物設置に関し事前協議を徹底するよう周知を継続する。 | | | |
| 事業評価 | <p>【ゴールに対するR3末の達成度】 ◇ 予定通りに市民・事業者への周知を行い、一定の成果が得られた。 [A・B・C]</p> | | | |

A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。